

フラット35S（省エネルギー性）を申請された場合における「工事中の計画変更」に係る留意事項

工事中に計画変更を行った場合にあつては、申請ルートに応じた指標（開口部比率、外皮平均熱貫流率、一次エネルギー消費量等）の計算結果が明らかに安全側となる場合を除き、再計算が必要となりますのでご注意ください。その場合、検査機関に対して再計算結果を提出していただく必要があります。

なお、工事中的の変更に伴って再計算を行った結果、フラット35Sの基準に不適合となり金利の優遇が受けられなくなるリスクがあります。

竣工現場検査時に基準の不適合が判明した場合のリカバリーは困難です。そのような事態に至らぬよう、計画変更にあたっては、あらかじめ外皮基準及び一次エネルギー消費量基準を検証した上で実施していただくようお願いいたします。

1 『断熱等性能等級』で申請している場合

仕様基準を選択している場合は「開口部比率」、性能基準を選択している場合は「外皮平均熱貫流率」の再検証が必要となります。

[再計算が必要な計画変更の例]

分類		変更内容
面積	外皮面積	「外皮面積」が小さくなる場合 ^{※1}
	開口部面積	「開口部面積」が大きくなる場合 ^{※1}

※1：仕様基準で申請されている場合にあつては、面積変更により、開口部比率の基準を満たさなくなるケースや、開口部比率の区分が変わることにより開口部の仕様が不適合となるケースが考えられます。

2 『一次エネルギー消費量等級』で申請している場合

仕様基準を選択している場合は「開口部比率、外皮面積比率」、性能基準を選択している場合は「一次エネルギー消費量」の再検証が必要となります。

[再計算が必要な計画変更の例]

分類		変更内容
面積	外皮面積	・「外皮面積」が変更となった場合 ^{※2}
	開口部面積	・「開口部面積」が変更となった場合 ^{※2}
	床面積	・「主たる居室の床面積」が増加した場合
設備機器	機器効率	・機器効率が低下する場合

※2：性能基準を選択している場合において、外皮面積、開口部面積に変更があった場合は、「外皮熱損失量： q 値」を安全側でみると、冬期における「暖房期の日射熱取得量： m_H 値」が危険側になるなど、一概に面積の増減で安全側を判断できないため、外皮・開口部面積に変更（大きくなっても小さくなくても）があれば一次エネルギー消費量の再検証が必要となります。